

東日本大震災 潮来市復興祈念式典

平成23年3月11日（金）14時46分に発生した、東北地方太平洋沖地震（震度6弱）および15時15分発生した茨城県沖地震（震度5強）により潮来市も甚大な被害を受けました。被災から一年の節目を迎え、また市制施行10年を経過し、当市の復興への誓いと絆を結ぶために、式典を挙行し、併せて、市の発展に貢献された方々の顕彰を行います。

- 日時 3月11日（日） 午前9時～10時45分（午前8時30分受付開始）
 場所 日の出中学校体育館
 内容 復興祈念・市制施行10周年式典
 問合せ 潮来市 秘書政策課 TEL 63-1111 内線205、206

東日本大震災潮来市復興祈念イベント『薬師寺21世紀まほろば塾・潮来塾』

参加費 無料

- 日時 3月11日（日） 午後1時～3時20分
 場所 水雲山 潮音寺（日の出4-7）
 ※雨天時は日の出中学校体育館
 内容

- 講演「日本人の心の復興」
 奈良薬師寺 山田法胤管主
- 鼎談 森山良子 氏
 潮来市長 杉田千春
 安田映胤 塾長
- 独唱 森山良子 氏



【歌手 森山良子】

- 募集人数 1,000人（先着順）
 応募期限 2月29日（水）必着
 応募方法

代表者の住所、氏名、電話番号、参加人数を明記の上、下記までハガキまたはFAXにてご応募ください。当日は事前に送付される参加証をご持参ください。

- 主催 薬師寺21世紀まほろば塾 読売新聞社
 共催 潮来市こころの健康づくり推進委員会
 後援 潮来市・潮来市歴史文化推進協議会

問合せ・応募先

薬師寺21世紀まほろば塾・潮来塾実行委員会
 〒135-0064東京都江東区青海2-7-4-619 TEL 080-6757-6322 FAX 03-6457-1269

～震災から一年～潮来市防災訓練を実施します！

午前8時30分に防災無線放送により訓練開始をお知らせします。市民の皆さんは、各地区集会所（第1次避難所）に徒歩で参集し、区長さんの指示により訓練を行ってください。

- 日時 3月4日（日） 午前8時30分～10時30分
 場所および内容

- 津知地区：津知小学校（メイン会場）および各地区集会所
 防災ヘリによる救助訓練、避難訓練、安否確認訓練、消火訓練
 津知以外の地区：各地区集会所
 避難訓練、安否確認訓練

問合せ 潮来市 総務課 TEL 63-1111 内線224、225



救助訓練



消火訓練

茨城県災害見舞金および義援金の申請期限迫る

期限内に申請しなければ見舞金および義援金を支給することはできませんのでご注意ください。また、解体等の理由により被災者生活再建支援制度が未申請の方は、先に義援金の申請をしてください。申請には「**り災証明書**」が必要となります。り災証明書の申請をされていない方は、税務課にて申請を行ってください。

申請期限 平成24年3月30日（金）まで

支援内容

被害程度	全壊	大規模半壊	半壊
茨城県災害見舞金	—	—	30,000円
義援金	1,215,808円	607,904円	607,904円

必要書類 ・申請書 ・り災証明書

・世帯主の通帳の写し・印鑑

※潮来市に住居がない方は、平成23年3月11日当時に被災場所で生活していたことが分かる証拠書類（電気、水道等の明細書のコピー等）が必要となります。

対象者

平成23年3月11日現在に被災家屋で主として生活をしてきた世帯。
 ※生活実態の無い家屋は対象となりません。
 ※アパート・借家居住の世帯も対象となります。

その他

茨城県災害見舞金と被災者生活再建支援制度の支援金は両方とも支給することはできません。見舞金が受給されてから、判定の見直しにより、支援制度を申請された方は、見舞金（30,000円）を返金していただくこととなります。

問合せ

潮来市 社会福祉課 63-1111 内線385、386

医療機関等における一部負担金の免除期間 延長

免除期間 平成24年9月30日（日）まで

※平成24年3月1日（木）以降も、引き続き、医療機関等の窓口負担が免除となりますが、入院時食事療養費および入院時生活療養費の自己負担の免除は、2月29日（水）までとなります。

対象者

国民健康保険および後期高齢者医療制度にご加入の方で、免除証明書の交付を受けた方

免除方法

医療機関の窓口で、現在お持ちの免除証明書をご提示ください。なお、国民健康保険および後期高齢者医療制度にご加入の方で、既に免除証明書の交付を受けている方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されて

いる免除証明書を引き続き使用することができますので、平成24年2月29日を過ぎても破棄しないようお願いします。

国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入し、東日本大震災により居住する住家に半壊以上の被害を受けた方等で、まだ免除証明書の交付を受けていない方は、「り災証明書」、「印鑑」、「被保険者証」を持参の上、申請してください。

※社会保険にご加入の方は、一部負担金の免除期間の延長等についての詳細はご加入の保険者もしくは各事業所にお問い合わせください。

問合せ

潮来市 市民課 国保年金グループ
 TEL 63-1111 内線133、134

災害ごみの受け入れは3月9日（金）をもって休止となりますが、4月10日（火）から再開します！

受入期間 平成24年4月10日（火）～7月31日（火）

※土・日・祝日は除く

※3月10日（土）～4月9日（月）の期間は仮置き場整理のため、受け入れができません。

受入時間 午前10時～午後4時

受入場所 道の駅いたこ隣の空き地

申請場所 市役所環境課 ※土・日・祝日除く

申請方法 搬入申請書 ・写真（被害状況が分かるもの）・り災証明書を環境課まで、ご持参ください。

※搬入申請書は環境課に配置してあります。

受入費用 無料

受入廃棄物種類

瓦・コンクリート類、大谷石、木材等
 ※木材の受け入れは、全壊、大規模半壊、半壊の家屋を解体する場合に限ります。
 ※土砂、断熱材、外壁材、アスベスト、割れたガラス等は受け入れできません。

注意事項

※平成24年4月以降に持ち込みを予定されている方で、り災証明書を申請されていない方は、市役所税務課にて、申請をお願いします。

問合せ

潮来市 環境課 TEL 63-1111 内線252、253

被災者支援制度（概要） 平成24年2月15日現在

東日本大震災により被害を受けられた方は被害の程度に応じて、市税等の減免や法令に基づく給付や資金の貸付が受けられます。制度の詳細や個別の相談については、各担当課までご連絡ください。

支援制度名		申請単位	対象条件等	必要書類	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	申請期限	担当課		
						全住家解体	全住家解体					
被災者生活再建支援制度 ()内の数字は単身世帯 (世帯人数が1人)の 支給金額	基礎支援金		以下のいずれかに当てはまる世帯 ・住宅が「全壊」または「大規模半壊」の世帯 ・「半壊」の判定を受けたが、危険等によりやむを得ず住宅を解体する世帯 ・敷地に被害が生じ、住宅の解体に至った世帯	・り災証明書(原本)・印鑑 ・住民票(謄本)・預金通帳のコピー ・住宅の建設購入・補修・賃借に応じた契約書のコピー	100万円(75)	50万円(37.5)	100万円(75)	-	100万円(75)	住宅の敷地に液状化等による被害が生じたことで住宅を解体した場合、支援制度上、「全壊」扱いとなります。 ※申請には、敷地の修復工事契約書および写真が必要となります。	平成25年4月10日(水) 平成26年4月10日(木)	社会福祉課 TEL 63-1111 内線 385、386
	加算支援金	住家新築または購入			200万円(150)		-	200万円(150)				
		住家補修			100万円(75)		-	-				
		住家賃借			50万円(37.5)		-	50万円(37.5)				
					「大規模半壊」または「半壊」の被害認定を受け、補修などが著しく高額になるなど、やむを得ない事由により、住宅を解体した場合は支援制度上「全壊」扱いとなります。							
義援金	1次配分	国 義援金	住宅が「半壊」以上の世帯 ※被災した住宅で主として生活していた世帯に限る	・り災証明書(コピー可) ・印鑑 ・預金通帳のコピー	35万円	18万円		-	平成24年3月30日(金)	税務課 TEL 63-1111 内線 123~126		
		県 義援金			15万円	7万円		-				
	市 義援金	2万円			1万円		-					
	2次配分(第1回~3回)	国 義援金			69万5808円	34万7904円		-				
		合計金額			121万5808円	60万7904円		-				
1次 + 2次	合計金額	-	-	3万円	-							
茨城県災害見舞金		世帯	住宅が半壊の世帯									
災害援護資金の貸付		世帯	住宅の被害が半壊以上または、家財に1/3以上の損害を受けた世帯(所得制限あり)	・災害援護資金借入申込書 ・り災証明書(コピー可) ・世帯の前年の所得に関する証明書 ・診断書(世帯主に負傷がある場合)	負傷あり 350万円 負傷なし 250万円	負傷あり 270万円 負傷なし 170万円		負傷あり 250万円 負傷なし 150万円	平成30年3月30日(金)			
個人市・県民税の減免	合計所得金額	500万円以下	半壊以上の被害を受けた住宅の所有者(控除対象配偶者・扶養親族所有を含む)	必要書類不要	全額免除	10分の5を減免		-	平成24年3月30日(金) までにり災証明の判定が出た方 ※判定までに時間がかかります。			
		750万円以下			10分の5を減免	4分の1を減免		-				
		1000万円以下			4分の1を減免	8分の1を減免		-				
固定資産税・都市計画税の減免		棟	半壊以上の被害を受けた課税されている固定資産		全額免除	10分の8を減免	10分の4を減免	-				
国民健康保険税の減免		世帯	住宅に半壊以上の被害を受けた世帯		全額免除	10分の5を減免		-				
平成23年度分 後期高齢者医療保険料の減免		個人	住宅に半壊以上の被害を受けた方	・り災証明書(コピー可) ・減免申請書(市民課で配布)	全額免除	10分の5を減免		-	平成24年4月27日(金)	市民課 TEL 63-1111 内線 131~134		
国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者の医療機関等における一部負担金の減免		個人			平成24年9月30日(日)まで全額免除 (※入院時食事療養費および入院時生活療養費の自己負担の免除は、平成24年2月29日(水)までとなります)	-			平成24年9月28日(金)			
国民年金保険料の減免		個人			住宅のおおむね2分の1以上の損害を受けた人は全額免除 ※免除を受けた期間に応じて、将来受け取る年金額が減額となります。	-			平成24年3月30日(金) ※平成22年度分について			
保育所保育料の減免		世帯	住宅に半壊以上の被害を受けた児童の属する世帯	・り災証明書(コピー可) ・減免申請書(社会福祉課で配布)	全額免除	10分の5を減免		-	平成24年3月30日(金)	社会福祉課 TEL 63-1111 内線385		
介護保険料の減免		個人	住宅に半壊以上の被害を受けた65歳以上の方(アパートなどの賃貸住宅は対象外)	・り災証明書(コピー可) ・印鑑 ・預金通帳のコピー	全額免除		2分の1を減免	-	平成24年2月29日(水)	介護福祉課 TEL 63-1111 内線 390、391		
介護サービス利用者負担額の減免		個人	住宅に半壊以上の被害を受けた要介護・要支援認定の方(アパートなどの賃貸住宅は対象外)	・り災証明書(コピー可) ・印鑑	支給割合を100分の90から100分の100へ引き上げる			-	平成24年9月28日(金)			
障害福祉サービス利用者負担額の減免		個人	住宅に半壊以上の被害を受けた障害者の方(障害福祉サービスを利用されている方)	・減免申請書(介護福祉課で配布) ・り災証明書(コピー可) ・印鑑 ・預金通帳	全額免除		2分の1を減免	-	平成24年3月30日(金)	介護福祉課 TEL 63-1111 内線 392		
地域生活支援事業利用者負担額の減免												
災害ごみの受け入れ 瓦、大谷石、コンクリート、木材(※) ※木材については、半壊以上で解体をする場合に限る		棟	一部損壊以上の被害を受けた方(アパートなどの賃貸住宅は対象外)	・搬入申請書(環境課で配布) ・り災証明書(原本) ・被害状況がわかる写真 ・解体見積書(木材搬入の場合)	○			○ ※木材不可	平成24年7月31日(火)	環境課 TEL 63-1111 内線 251~253		

※「住宅応急修理制度」の申請受付は1月末をもって終了しております。なお、申請された方については、平成24年3月9日(金)までに工事を完了していただくことになっておりますので、よろしくお願ひします。【問合せ】都市計画課 TEL 63-1111 内線346、347